

証券コード 7358  
2024年3月7日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号  
株式会社ポピンズ  
代表取締役社長 轟 麻衣子

## 第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト  
に「第8期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト：

<https://www.poppins.co.jp/hldgs/ir/library/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト  
にも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」  
に「ポピンズ」または「コード」に当社証券コード「7358」を入力・検索し、「基本情報」  
「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資  
料」欄よりご確認ください。

・東証ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権を行使するこ  
ができますので、お手数ですが、株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月28日（木曜日）午  
後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年3月29日(金曜日) 午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目2 8 番  
学士会館 2階 202  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第8期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第8期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                  |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件         |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から次に掲げる事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類並びに監査等委員が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の提供書面のほか、上記に掲げる事項を含みます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

今後の状況により開催場所の変更その他本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年3月29日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。  
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年3月28日（木曜日）  
午後6時到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月28日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
  - 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

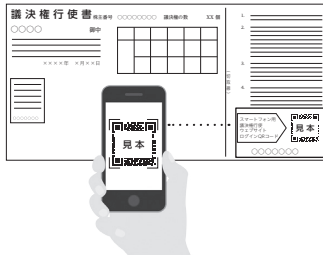
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

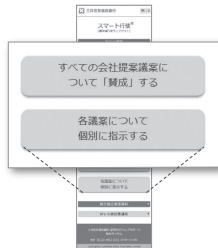
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

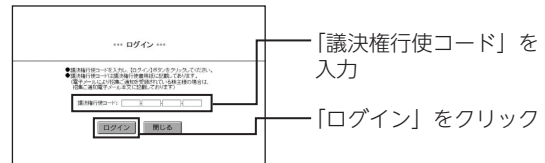
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

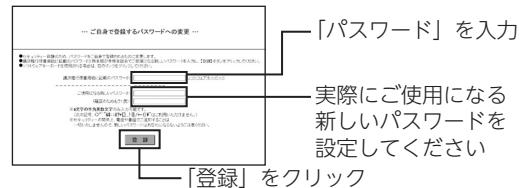
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の分類が5類へ移行したことに伴い、わが国の国民生活は、平時の活況を取り戻しつつあります。一方、11月にかけての円安進行後、年末にかけて円高に転ずるなど日米の金融政策見通しに影響を受けた為替動向、ならびに米国および欧州を中心としたインフレの進行や、ロシア・ウクライナ情勢およびハマス・イスラエル間の武力衝突など、地政学リスクに起因するエネルギー供給に対する懸念などを背景に、物価や原油価格の高騰などがわが国の経済に多大な影響を及ぼしました。

また、コロナ禍を機に少子化はさらに加速しており、2023年通年の出生数は70万人台半ばとなり、初めて80万人を割り込んだ2022年に引き続き、過去最低を更新する見通しです。

政府は強い危機感を背景に、2023年12月、こども家庭庁から、こども基本法に基づく幅広いこども施策を推進する基本方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」、その実現に向けて具体的な取り組みを明記した「こども未来戦略」などを発表し、2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であると強調しております。

当社は、このような状況のもと、「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」というミッションの下、引き続きナニーサービスおよびベビーシッターサービスを起点に、認可・認証・事業所内保育所や学童保育などエデュケア施設の運営や、高齢者在宅ケアを行うシルバーケアサービス等を展開し、フルラインでの働く女性を支援する事業を推進いたしました。

売上高につきましては、ベビーシッターサービスを中心にチャイルドケア事業の売上高が増加したこと、保育・学童施設14箇所が新規開設したことにより、順調に拡大しました。

営業利益につきましては、エデュケア事業における9施設の閉園、保育学童職員の採用数増加に伴う採用費の増加、取引規模の拡大および直営保育施設の設備投資額が前期比で増加したことによる租税公課（控除対象外消費税）の増加、物価高騰およびコロナ禍後の正常化に伴う経費の増加、事業拡大を図るための営業および運営人員の増強等による販売費及び一般管理費の増加などの影響により、前期比で減益となりました。

また、間接共通費を配賦した後に営業収支が赤字となる一部保育所の設備について減損処理

を行ったことなどにより、特別損失2億25百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は288億93百万円（前連結会計年度比10.0%増）、営業利益は11億62百万円（同11.0%減）、経常利益は13億1百万円（同4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億77百万円（同17.8%減）となりました。

事業区分別の経営成績は次のとおりであります。また、各事業区分（セグメント）の金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

当連結会計年度より事業区分を変更しました。以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で行っております。

#### 事業区分別売上高

事業区分	第7期 (2022年12月期) (前連結会計年度)		第8期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	4,434百万円	16.8%	5,559百万円	19.2%	1,125百万円	25.4%
エデュケア事業	20,958	79.3	22,333	76.9	1,374	6.6
プロフェッショナル事業	564	2.1	654	2.3	90	16.0
その他	458	1.7	484	1.7	25	5.5
合計	26,416	100.0	29,032	100.0	2,615	9.9

#### 事業区分別営業利益

事業区分	第7期 (2022年12月期) (前連結会計年度)		第8期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ファミリーケア事業	1,027百万円	37.1%	1,214百万円	44.2%	186百万円	18.2%
エデュケア事業	1,596	57.7	1,363	49.6	△232	△14.6
プロフェッショナル事業	169	6.1	189	6.9	19	11.8
その他	△24	△0.9	△20	△0.7	4	-
合計	2,768	100.0	2,746	100.0	△21	△0.8

（ファミリーケア事業：ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス）

ナニーサービスにつきましては、2023年初めより、新型コロナウイルス感染症の流行が収

東へ向かったことから、プレミアムサービスを中心とした底堅い需要と東京都8区で実施している居宅訪問型保育事業が拡大しており、売上高は前期比で増加しております。

そのような中、今後のナニーサービスの需要拡大を見据えた体制整備を進めております。その一環として2023年6月にナニーの報酬を改定すると共に価格改定を行い、定着率の上昇、採用力の強化に加え収益性が向上しました。

ベビーシッターサービスにつきましては、こども家庭庁ベビーシッター割引券が年度途中で配布上限に達し、新規配布を終了したとの報道がなされましたが、当割引券の子育て支援効果が再認識される結果となり、急遽発行枠の増額がなされました。また、東京都ベビーシッター利用支援事業を採用する自治体も増加し、当サービスの利用の追い風となっております。2023年12月期においても継続して新規会員を獲得し、売上高は前期比で約1.7倍と大きく増加し、インターネットを通じたベビーシッターのマッチングサービス分野で売上高トップの地位を確たるものにできました(注1)。国や自治体からの支援の拡大、市場の拡大を見据え、引き続き戦略的に人的投資を増加させてまいります。

シルバーケアサービス(高齢者在宅ケアサービス)につきましては、大口顧客のご逝去や入院等が影響し、2023年1月から4月にかけて一時的に売上が減少したものの、家事支援や高付加価値サービスのナースケアが貢献することで、5月以降、顧客数と売上高が拡大しました。

以上の結果、売上高は55億59百万円(前期比25.4%増)、セグメント利益は12億14百万円(同18.2%増)となりました。

(注1) 公表されているベビーシッター業界の統計数値がありませんので、当社独自の推計比較によるものです。

#### (エデュケア事業：保育施設、学童児童館等の運営)

当連結会計年度には認可保育所4施設、認定こども園1施設、事業所内保育所1施設、学童クラブ・児童館7施設、交流館1施設、合計14施設を新規開設する一方で、認証保育所1施設、事業所内保育所6施設、学童クラブ・児童館2施設、合計9施設が閉園となりました。その結果、連結会計年度末時点で運営する施設は、認可保育所78施設、認定こども園2施設、認証保育所34施設、事業所内保育所79施設、学童クラブ・児童館100施設、交流館5施設、その他施設41施設の計339施設となっております。

## 新規開設施設の所在地別内訳

(認可保育所)	合計 4 施設
東京都	2 施設
大阪府	1 施設
長野県	1 施設
(認定こども園)	合計 1 施設
東京都	1 施設
(事業所内保育所)	合計 1 施設
茨城県	1 施設
(学童クラブ・児童館)	合計 7 施設
東京都	7 施設
(その他)	合計 1 施設
東京都	1 施設

2023年4月時点において、東京都を中心に待機児童が減少し、当社グループの認可保育所においても、低年齢児（0歳～2歳）の4月時点の定員空き状況が平均2.8人（前期比1.6人増）となりましたが、5月以降順調に入所者が増加し、10月時点で0.8人、12月時点では定員に対してほぼ満員となりました（注2）。また、認証保育所においても4月時点の園児数が前期比で1%減少いたしました。なお、認可保育所と同様に、低年齢児は12月時点で定員に対してほぼ満員となりました。なお、待機児童解消に伴い今後の需要が低いと予想される認証保育所については、来期以降の運営形態の変更や閉園を検討してまいります。

なお、昨今の待機児童の減少に伴い、保育業界における新規認可保育所開設数は減少傾向にあります。一定規模を超える集合住宅の建設には保育所の設置が義務付けられております。大手デベロッパーの開発案件に関連する保育所については、長期的な保育ニーズおよび安定した収益性が見込まれるため、当社グループを含めた激しい競争になるケースが多く、保育所の運営方針、保育内容、運営会社の信頼性・ブランド力と再開発コンセプトとの親和性等により保育事業者が選ばれます。当社グループのナニー・ベビーシッターを含む各種子育て事業の実績、長年の保育所運営および保育内容の充実等を評価いただき、競争において当社が受託するケースが増えております。

こうした状況の中、保育所設備投資に係る租税公課（控除対象外消費税等）を含む新規開設コストの発生、事業所内保育所の閉園、物価高騰の影響の他、常勤保育士の割合を高めて利益回復を図るため、特に第2四半期（4月～6月）において採用費を一時的に大きく掛け（前期比2.5倍）保育・学童職員の採用数を増加させたことにより、前期比でセグメント利益が減少



しました。

以上の結果、売上高は223億33百万円（前期比6.6%増）、セグメント利益は13億63百万円（同14.6%減）となりました。

（注2）自治体（東京都23区）公表値に基づいて当社が集計したものです。

（プロフェッショナル事業：国内・海外研修）

当事業については、国内の自治体を実施する保育士キャリアアップ研修や子育て支援員研修等の保育研修の受託事業が売上の大きな割合を占めております。自治体を実施するこれらの保育研修は、主に第2四半期から第3四半期にかけて受注し、第3四半期から翌第1四半期の前半にかけて研修を実施しており、実際の研修実施の進捗に応じて売上を計上します。したがって、当事業の売上高および利益の大部分は、下期に計上されます。

研修のオンライン化により1案件当たりの受注額が減少傾向にあるものの、当連結会計年度につきましては、第2四半期までに獲得した研修案件の実施が下期に進捗し、売上高、セグメント利益ともに好調に推移しました。

以上の結果、売上高は6億54百万円（前期比16.0%増）、セグメント利益は1億89百万円（前期比11.8%増）となりました。

（その他：人材派遣・紹介、新規事業等）

売上高につきましては、既存の保育士派遣先における派遣需要が堅調であったことに加え、新たな派遣先の獲得により派遣人数が増加した結果、4億84百万円（前期比5.5%増）となりました。

また、新規事業立ち上げ費用等の影響により、セグメント損失は20百万円（前期は24百万円のセグメント損失）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億14百万円（補助金等の圧縮記帳額8億39百万円控除後）で、その主なものは次のとおりであります。

事業区分	設備の内容	投資金額
ファミリーケア事業	ソフトウェア	30百万円
エデュケア事業	認可保育所を中心とする新施設の内装設備等	424
エデュケア事業	認可保育所を中心とする既存施設の備品等	29
エデュケア事業	ソフトウェア	14

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の状況につきましては、金融機関より長期借入金13億円の調達を実施いたしました。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第5期 (2020年12月期)	第6期 (2021年12月期)	第7期 (2022年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高(百万円)	23,045	24,749	26,258	28,893
経常利益(百万円)	1,569	1,611	1,357	1,301
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,051	966	824	677
1株当たり当期純利益(円)	127.54	99.70	85.05	69.85
総資産(百万円)	14,532	13,133	12,549	14,622
純資産(百万円)	6,758	7,386	7,823	8,116
1株当たり純資産(円)	696.97	761.68	806.72	834.66

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 5 期 (2020年12月期)	第 6 期 (2021年12月期)	第 7 期 (2022年12月期)	第 8 期 (当事業年度) (2023年12月期)
営 業 収 益(百万円)	1,715	2,015	2,086	2,109
経 常 利 益(百万円)	469	669	728	594
当 期 純 利 益(百万円)	361	548	627	555
1 株当たり当期純利益 (円)	43.79	56.54	64.75	57.23
総 資 産(百万円)	10,149	8,179	7,604	8,977
純 資 産(百万円)	5,540	5,749	5,989	6,160
1 株当たり純資産 (円)	571.37	592.91	617.66	633.51

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ポピンズ ファミリーケア	90百万円	100.0%	ナニ－サービス、 高齢者在宅ケアサービス等
株式会社ポピンズ シッター	97	100.0	ベビーシッターサービス
株式会社ポピンズ エデュケア	96	100.0	保育施設、学童・児童館等の運営
株式会社ポピンズ プロフェッショナル	90	100.0	教育研修、調査研究
株式会社ウィッシュ	45	100.0	人材派遣・紹介、保育園の運営

#### (4) 対処すべき課題

保育・学童施設運営やベビーシッターサービス等の子育て支援事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

##### ① 人材の確保

###### i) 子育て支援事業（ファミリーケア事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

子育て支援業界では、昨今の保育施設の増加やアフターコロナにおける人材獲得競争の激化により人材不足が続いております。しかしながら、子育て支援業界のパイオニアを自負する当社グループとしては、高品質なサービスを維持し、子育て支援事業を引き続き拡大させるために優秀な人材の確保が必要であります。

チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組んでおり、当社グループが、株式会社として唯一、内閣府ベビーシッター割引券および東京都ベビーシッター利用支援事業という2大助成金の適用を受けるための指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通して、新たなナニー、ベビーシッターを養成しております。

エデュケア事業においては運営する保育施設数の増加に伴い、保育士やスタッフの確保が急務となるため、新卒採用および中途採用の強化に取り組んでおります。

保育士確保は依然厳しい状況が続いておりますが、就職フェアの出展などを通じて就職希望者との接点を増やしているほか、地方採用も積極的に行っており、地方から首都圏に上京して働く人に向けて借上げ社宅などのサポート施策を準備する等、様々な方法を駆使し、保育施設運営上の必要数を充足しております。

保育士の処遇改善については、2019年4月入社の新入社員（大学卒、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）の認可・認証保育所に配属）の初任給を26万円に引き上げ、それに合わせ、現状の保育士の処遇改善にも取り組んでおります。また、保育士の給与については、岸田政権が、2022年2月から教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げを目的として開始した「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（現在の処遇改善等加算Ⅲ）」等も活用して、改善に取り組んでおります。

###### ii) ファミリーケア事業（シルバーケアサービス）

介護業界ではホームヘルパー2級保有者など有資格者に対する需要が高く、今後高齢者在宅ケアサービスを拡張するうえで、人材の確保が何よりも重要になります。なかでも当社グ

ループのVIPケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく家事支援、調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人材の確保に力を入れております。

## ② 人材の育成

人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となることを目指して、人材育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、以下のような様々な人材育成システムを通じて教育の機会を提供しております。

社員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、eラーニング研修のほか、ポピンズ蓼科研修センターでの合宿研修や海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニーおよびベビーシッターやケアスタッフ向けには、採用時および更新時の研修を定期的実施しております。

さらに、ナニーおよびベビーシッター向けにナニー検定やナニースクールによるキャリア開発支援を行うとともに、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただける食事のレシピについての講習会を定期開催するなど、その人材の養成とサービスレベルの強化に努めております。

## ③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率化および透明性の向上、ならびに企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

そのため、東京証券取引所が公表しているコーポレートガバナンス・コードへの対応を含め、社外取締役を中心とした任意の指名・報酬委員会の設置など社外取締役による監督・牽制機能の強化、内部統制の強化、「ポピンズグループ人権方針」に基づく人権尊重の企業体質確立などの取り組みを推進してまいります。

## ④ コンプライアンスへの取り組み

児童福祉法や介護保険法および労働者派遣法や職業安定法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実施しております。また、お客様の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。そのため、内部監査、法務、財務経理、人事等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社内規程の拡充整備に取り組んでおります。加えて、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高めることで、さ

らなる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

⑤ 安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

引き続き保育施設の開設を進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資や新規事業およびM&Aによる事業拡大を図っていくためには、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関と緊密な取引関係を維持し、資金調達の安定性と財務基盤の安全性を高めるよう努めております。

⑥ グローバル対応力の強化

アジアには日本の企業が数多く進出しており、そこに事業所内保育所のニーズがあると考えております。現在、ハワイで託児施設を運営しておりますが、今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいります。

⑦ 多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）

少子高齢化による人材不足の解消は、女性とシニア、そして外国人材にいかにか活躍いただくかにかかっております。

当社グループには、2023年12月現在、65歳を越えて働く人材が保育園で300名以上、ナニーでは200名以上、活躍しております。当社グループの事業分野においては、年齢、性別、国籍を問わず多様な人材が持てる技能・経験・語学を活かして貢献いただけると考えております。

⑧ 新規事業への取組み

当社グループでは、全国の保育事業者等に向けた経営支援コンサルティング事業の拡大に注力してまいります。認可保育所だけでなく様々な形態の施設の運営実績が多くノウハウがあるのは当社グループならではの強みであり、このような強みを活かせるコンサルティング事業を拡大してまいります。今後保育所は、自治体、企業、利用者から選ばれる時代になっていき、いずれは供給過多になると見ております。そのような中、「選ばれる」保育サービスに成長するために、既存の保育施設運営事業やベビーシッター事業に加え、こうした新しい事業も積極的に広げていきたいと考えております。

また2021年6月には、不妊予防事業をスタートしております。これまで当社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるよう

に、支援の領域を広げ、当社グループ独自の不妊予防ポータルサイトの機能拡充や、企業研修の提供等を通じて、不妊予防におけるプラットフォームサービスを提供してまいります。また、実用化されると簡単な質問項目に答えるだけで、月経異常症や卵巣機能不全のリスクを知ることができる『不妊予防のための早期診断セルフチェックシート』の開発に向けて順天堂大学との間で臨床研究を推進中であり、福利厚生として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

2022年9月には、ペットケアサービスをスタートしております。当社グループが展開するファミリーケア領域（ベビーシッター、家事代行、介護）において、安心のポピンズブランドで「家族の一員」であるペットの健康と幸せをサポートするペットシッターを派遣し、ペットもご家族の一員としたワンストップのサービス提供を目指します。ペットケアサービスの立ち上げにより、さらに切れ目のないサポートで働く女性やご家族を支援してまいります。

#### ⑨ SDGsの当社グループ経営へのさらなる取り入れ

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の使途に関し、当社グループのこれまでの取組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取組み状況の開示や、当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

具体的には、待機児童・待機学童のさらなる解消やベビーシッターサービスの浸透による保育の受け皿の確保、介護離職回避やアクティブシニアの活用、DXの活用による保育士等の労働環境のさらなる改善等、経営戦略として達成すべき事項をSDGsの観点を変えて設定してまいります。

#### ⑩ 事業成長戦略とDX戦略の推進

「規模および範囲」の拡大、つまり当社グループの事業成長戦略としては、1つめに既存事業であるファミリーケア事業、エデュケア事業、プロフェッショナル事業の拡大、2つめに新規事業である、ペットケアサービス、不妊予防、外部向けコンサルティング事業などの育成に取り組んでまいります。そのいずれについてもM&Aおよび戦略的提携を掛け算することにより、更なる成長を目指します。

そして当社グループが一番の強みとする「クオリティ」を向上させる事業戦略としては、これまで35年以上にわたり当社グループが培ってきた有形無形の資産を活用した、人材確保・育成、R&D、SDGsの推進に取り組んでまいります。

そのうえで「生産性」を向上させるため業務改革、働き方改革、ICTやIoTの活用により業務効率化および付加価値向上に注力してまいります。

それら全てに対して、常に、当社グループの「DX戦略」が掛け算となります。「顧客DB」「人財DB」の活用に加え、今後はAIの活用やプラットフォーム化を通じ、「人のぬくもりや優しさに価値を置くDX戦略」を実現してまいります。



(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	事業内容
ファミリーケア事業	ナニーサービス、ベビーシッターサービス、高齢者在宅ケアサービス、家事支援サービスの提供
エデュケア事業	保育施設、学童・児童館等の運営
プロフェッショナル事業	教育研修、調査研究
その他	人材派遣・紹介事業、高齢者向けデイサービス施設等の運営

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社ポピンズファミリーケア	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ポピンズシッター	本社 (東京都渋谷区)
株式会社ポピンズエデュケア	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ポピンズプロフェッショナル	本社 (東京都渋谷区)、大阪支社 (大阪府大阪市)、名古屋支社 (愛知県名古屋市)
株式会社ウィッシュ	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファミリーケア事業	91 (80) 名	9名増 (8名減)
エデュケア事業	3,035 (2,196)	183名増 (3名増)
プロフェッショナル事業	16 (18)	2名減 (10名増)
その他	16 (170)	2名増 (11名増)
全社 (共通)	59 (19)	4名増 (-)
合計	3,217 (2,483)	196名増 (16名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人は、特定の事業区分に区分できない管理部門所属のものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48 (16) 名	4名増 (1名増)	46.1歳	4.0年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。

3. 当社は持株会社であるため、事業区分別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,437百万円
株式会社三菱UFJ銀行	490
株式会社三井住友銀行	482
株式会社日本政策投資銀行	227

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,720,000株
- ② 発行済株式の総数 9,723,912株 (自己株式453,388株を除く)
- ③ 株主数 4,429名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社スピネカ	3,960,000株	40.7%
轟麻衣子	1,320,000	13.6
株式会社日本カストディ銀行	873,200	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	605,000	6.2
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0 730064号	225,000	2.3
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0 730065号	225,000	2.3
中村紀子	220,000	2.3
RBC ISB LUX NON RES/DOM RATE- UCITS CLIENTS ACCOUNT MIG	95,300	1.0
鶴岡達也	78,000	0.8
野村證券株式会社	61,920	0.6

- (注) 1. 当社は、自己株式を453,388株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式の内訳は、(信託口) 723,200株、(年金特金口) 97,100株、(信託B口) 31,800株、(信託口4) 15,000株、(信託A口) 4,000株、(年金信託口) 2,100株であります。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年12月13日	
新 株 予 約 権 の 数		47,700個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	47,700株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	120円 120円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月1日から 2029年11月30日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1、2、3、4、5、6	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	47,700個 47,700株 3名

- (注) 1. 新株予約権発行時において当社および当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りではない。
2. 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的となる当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利を行使することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
    - (i) 2023年7月1日から2024年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
    - (ii) 2024年7月1日から2025年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
    - (iii) 2025年7月1日から2026年6月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
    - (iv) 2026年7月1日から2029年11月30日まで 新株予約権者に割り当てられた個数の全て
  4. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
  5. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
  6. その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	轟 麻 衣 子	株式会社ポピンズエデュケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズファミリーケア 代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役
取 締 役 員 取 専 務 執 行 役 員	田 中 博 文	当社管理本部長 株式会社ポピンズエデュケア 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア 取締役 株式会社ポピンズプロフェッショナル 取締役 株式会社ポピンズシッター 取締役 株式会社ウィッシュ 取締役
取 締 役	吉 沢 淳	当社内部統制・監査部長 当社法務コンプライアンス部長
取 締 役	松 岡 建 志	株式会社ウィッシュ 代表取締役社長
取 締 役 相 談 役	森 榮 子	
社 外 取 締 役	村 上 臣	グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー ランサーズ株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	小 峯 力	中央大学理工学部教授 中央大学大学院教授
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	高 尾 剛 正	株式会社ポピンズエデュケア 監査役 株式会社ポピンズファミリーケア 監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	八 木 康 行	株式会社ポピンズプロフェッショナル 監査役 株式会社ポピンズシッター 監査役 株式会社ウィッシュ 監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	蒲 地 正 英	株式会社will consulting 代表取締役 株式会社メドレー 社外監査役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社IBJ 社外取締役 学校法人グロービス経営大学院大学 専任教授

- (注) 1. 取締役村上臣氏、小峯力氏、高尾剛正氏、八木康行氏および蒲地正英氏は、社外取締役であります。なお、5氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高尾剛正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役松岡建志氏、小峯力氏および蒲地正英氏は、2023年3月30日開催の第7期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

## 4. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
中村 紀子	2023年11月22日	辞任	代表取締役会長
有富 慶二	2023年3月30日	任期満了	社外取締役
島田 博正	2023年3月30日	辞任	社外取締役（監査等委員）

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役員および会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としないこととしております。

#### ④ 取締役の報酬等

##### i) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績および個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議および株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年3月30日開催の第4期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。当該総会実施日においては7名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。当該総会実施日においては3名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員でない取締役については取締役会であり、個々の取締役の報酬等の額の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長であります。監査等委員である取締役については、報酬等の額の決定権限を有する者は、監査等委員会であります。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役社長および取締役相談役はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬および業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね8：2としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

##### ii) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。



iii) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (3)	297百万円 (16)	297百万円 (16)	- (-)	- (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	27 (27)	27 (27)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	13 (7)	325 (44)	325 (44)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
5. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名、社外取締役1名および監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外役員に関する重要な兼職の状況等は「(3) 会社役員の状況 ① 取締役の状況」のとおりであります。
- ・社外取締役である村上臣氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役である小峯力氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役高尾剛正氏は、当社の子会社と企業内保育所の受託取引関係にある住友化学株式会社の代表取締役副社長でしたが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役八木康行氏は、当社と取引関係にある三井住友信託銀行株式会社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査役でありました。当社は三井住友信託銀行株式会社に対して株主名簿管理人に関する業務を委託しておりますが、その取引額は当社の連結販売費及び一般管理費の0.2%未満と僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で特別の利害関係はありません。
- ・監査等委員である社外取締役蒲地正英氏の兼職先と当社および当社子会社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村 上 臣	当事業年度に開催された取締役会20回中19回に出席し、会社経営に関する豊富な知識・経験と、最先端の情報技術についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役	小 峯 力	2023年3月30日の就任以降に開催された取締役会15回中14回に出席し、豊富な経験と大学院・大学教授としての救急救命学・健康学に関する幅広い見識に基づき、専門的な見地から質問・意見等の発言を適宜行うこと等により、経営に対する監督機能を果たしております。
取締役 (監査等委員)	高 尾 剛 正	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会22回の全てに出席し、常勤の監査等委員として、会社経営および人事戦略に関する豊富な経験と見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	八 木 康 行	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査等委員会22回中21回に出席し、財務、会計および人事・労務分野についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。
取締役 (監査等委員)	蒲 地 正 英	2023年3月30日の就任以降に開催された取締役会15回の全て、監査等委員会15回の全てに出席し、公認会計士、税理士としての幅広い経験と知見に基づき、議案審議等で質問・意見等の発言を適宜行っております。また、監査等委員会において適宜意見の表明を行うことにより取締役の職務執行に対する適切な監査を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### 3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、内部留保金は、将来の企業価値を高めるための、既存事業拡大や新規事業・M&A、DXおよびグローバル戦略の展開等に備えて充実を図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款に定めております。期末配当については、連結配当性向40%前後を基本とし、利益や剰余金の水準を勘案のうえ、配当額を決定しております（ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度についてはその影響を考慮し配当額を決定いたします。）。なお、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2024年2月21日開催の取締役会で1株当たり40円と決定いたしました。

## 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,305</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,222</b>
現金及び預金	5,000	短期借入金	600
受取手形、売掛金及び契約資産	3,508	1年内返済予定の長期借入金	642
その他	796	未払金	1,424
貸倒引当金	△0	未払法人税等	226
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,317</b>	前受金	528
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,815</b>	賞与引当金	77
建物及び構築物	1,392	その他	721
土地	121	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,284</b>
建設仮勘定	1,207	長期借入金	1,413
その他	94	役員退職慰労引当金	72
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>257</b>	資産除去債務	715
のれん	5	その他	82
その他	251	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,506</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,244</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
長期貸付金	182	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,116</b>
敷金及び保証金	1,399	資 本 金	2,095
繰延税金資産	647	資 本 剰 余 金	2,004
その他	144	利 益 剰 余 金	4,096
貸倒引当金	△129	自 己 株 式	△80
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,622</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,116</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>14,622</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,893
売上原価	22,957
売上総利益	5,935
販売費及び一般管理費	4,773
営業利益	1,162
営業外収益	
助成金収入	7
為替差益	12
保険解約戻金	138
その他	16
営業外費用	
支払利息	11
貸倒引当金繰入額	19
その他	4
経常利益	1,301
特別損失	
減損損失	225
その他	0
税金等調整前当期純利益	1,076
法人税、住民税及び事業税	424
法人税等調整額	△26
当期純利益	677
親会社株主に帰属する当期純利益	677

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,432</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,398</b>
現金及び預金	377	短期借入金	600
前払費用	39	1年内返済予定の長期借入金	641
関係会社短期貸付金	2,860	未払金	79
その他	154	未払法人税等	20
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,544</b>	預り金	21
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>123</b>	その他	36
建物	96	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,417</b>
工具、器具及び備品	20	長期借入金	1,397
その他	7	資産除去債務	17
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>216</b>	その他	2
ソフトウェア	215	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,816</b>
その他	0	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>5,204</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,160</b>
関係会社株式	2,098	資 本 金	2,095
関係会社長期貸付金	3,118	資 本 剰 余 金	3,050
その他	116	資本準備金	2,016
貸倒引当金	△129	その他資本剰余金	1,034
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,977</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,093</b>
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,082
		繰越利益剰余金	1,082
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△80</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,160</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,977</b>

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	2,109
営業費用	1,548
営業利益	561
営業外収益	
受取利息	31
為替差益	12
保険解約返戻金	19
その他	2
営業外費用	
支払利息	10
貸倒引当金繰入額	19
その他	1
経常利益	594
特別損失	
減損損失	6
その他	0
税引前当期純利益	587
法人税、住民税及び事業税	37
法人税等調整額	△5
当期純利益	555

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社ポピンズ  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 溝 口 俊 一  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 賀 康 磨  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポピンズの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピンズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社ポピンズ  
取締役会 御中

海南監査法人  
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝	口	俊	一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	賀	康	磨

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポピンズの2023年1月1日から2023年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年（令和5年）1月1日から2023年（令和5年）12月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社及び主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役及び監査役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役及び海南監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、監査に関する品質管理基準等に従ってその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については海南監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年（令和6年）2月21日

株式会社ポピンズ 監査等委員会  
 監査等委員 高尾 剛正  
 （常勤）  
 監査等委員 八木 康行  
 （非常勤）  
 監査等委員 蒲地 正英  
 （非常勤）

(注) 上記監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役会の招集権者および議長を取締役社長へと変更するため、現行定款第24条に所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長、招集通知) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。	(取締役会の招集権者及び議長、招集通知) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、現任の候補者については、当事業年度における業務執行状況および業績ならびに知見等を評価したうえで、新任の候補者については、知見、経歴等を評価したうえで、それぞれ当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	とどろき まいこ <b>轟 麻衣子</b> (1976年2月16日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1998年9月 MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社 2002年3月 シャネル株式会社（現シャネル合同会社）入社 2003年8月 株式会社スピネカ代表取締役 2006年2月 GRAFF DIAMOND Ltd. 入社 2008年9月 DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社 2010年4月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）顧問 2012年3月 同社取締役 2012年9月 株式会社スピネカ取締役（現任） 2016年10月 当社取締役 2017年2月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役（現任） 2018年3月 当社取締役副社長 2018年4月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）代表取締役社長 2018年12月 当社取締役社長 2020年4月 当社代表取締役社長（現任） 2020年6月 公益社団法人全国保育サービス協会理事（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長（現任） 2021年7月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任） 2023年4月 公益社団法人経済同友会規制改革委員会・共同委員長（現任） 2023年8月 株式会社ポピンズエデュケア代表取締役社長（現任）	1,320,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">た な か ひ る ふ み <b>田中 博文</b> (1966年12月15日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1995年 3 月 公認会計士登録</p> <p>1996年 6 月 ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券株式会社（現ドイツ証券株式会社）入社</p> <p>1997年10月 Ernst&amp;Young, LLP NewYork入社</p> <p>2002年11月 田中公認会計士事務所代表（現任）</p> <p>2003年12月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）監査役</p> <p>2005年 9 月 同社取締役</p> <p>2013年 3 月 同社常務執行役員</p> <p>2017年 1 月 当社執行役員</p> <p>2017年 2 月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役</p> <p>2018年 3 月 当社取締役執行役員</p> <p>2018年 3 月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）取締役（現任）</p> <p>2018年10月 株式会社保育士GO取締役</p> <p>2018年12月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2019年 2 月 当社管理本部長（現任）</p> <p>2019年 3 月 株式会社ウィッシュ取締役（現任）</p> <p>2021年 7 月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役（現任）</p> <p>2021年 7 月 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役（現任）</p> <p>2022年 3 月 株式会社ポピンズシッター取締役（現任）</p> <p>2022年 7 月 当社取締役専務執行役員（現任）</p>	6,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> <small>たむら あつし</small>  <b>田村 篤司</b>            (1978年4月10日)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> </p>	<p>2002年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社</p> <p>2004年2月 日興シティグループ証券株式会社入社</p> <p>2009年10月 ブーズ・アンド・カンパニー株式会社(現PwCコンサルティング合同会社Strategy&amp;)入社</p> <p>2012年10月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)入社 楽天リサーチ株式会社(現楽天インサイト株式会社)執行役員経営企画部長</p> <p>2014年4月 楽天リサーチ株式会社取締役副社長</p> <p>2016年4月 楽天インサイト株式会社代表取締役社長 楽天インサイト・グローバル株式会社代表取締役会長</p> <p>2016年7月 楽天株式会社オープンEC・AD・アフィリエイトカンパニーカンパニーCCO</p> <p>2019年4月 楽天株式会社メディア&amp;スポーツカンパニーカンパニーCOO経営企画管理部長</p> <p>2020年4月 楽天グループ株式会社執行役員(現任)</p> <p>2023年3月 楽天グループ株式会社グループコンプライアンス統括部バイスディレクター</p> <p>2023年8月 楽天モバイル株式会社取締役副社長COO兼CCO</p> <p>2023年8月 楽天シンフォニー株式会社取締役副社長CCO</p>	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	<p data-bbox="302 597 476 657">く り も と さ と し <b>栗本 聡</b></p> <p data-bbox="279 657 498 687">(1963年8月22日)</p> <div data-bbox="347 695 430 748" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	<p data-bbox="529 211 1149 241">1987年 4 月 三井物産株式会社入社</p> <p data-bbox="529 249 1149 347">2001年 8 月 Mitsui&amp;Co.Europe PLC Transportation Logistics Dept. (在Dusseldorf)</p> <p data-bbox="529 355 1149 453">2006年 4 月 三井物産株式会社物流本部物流ソリ ューション部ソリューション営業第 二室長</p> <p data-bbox="529 461 1149 529">2007年 4 月 同社ロジスティクスマネジメント部 物流統括室長</p> <p data-bbox="529 536 1149 597">2010年 6 月 同社人事総務部人事企画室兼物流本 部物流業務部人事総務室長</p> <p data-bbox="529 604 1149 703">2013年 4 月 同社次世代・機能推進業務部人事総 務室長兼次世代・機能推進本部人事 総務室長兼人事総務部人事企画室</p> <p data-bbox="529 710 1149 1028">2016年10月 同社欧州・中東・アフリカ本部 Chief Human Resources Officer &amp; Chief Compliance Officer&amp;Regional Chief Compliance officer兼 Mitsui&amp;Co.Europe PLC Director &amp; Chief Human Resources Officer &amp; Chief Compliance Officer (在London)</p> <p data-bbox="529 1035 1149 1096">2020年 8 月 同社コーポレートディベロップメン ト本部参与</p> <p data-bbox="529 1103 1149 1164">2023年10月 株式会社ポピンズ 執行役員 (現 任)</p>	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">むらかみ しん <b>村上 臣</b> (1977年2月26日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1999年4月 株式会社野村総合研究所入社</p> <p>2000年8月 ヤフー株式会社入社</p> <p>2012年4月 ヤフー株式会社執行役員チーフモバイルオフィサー (CMO) 就任</p> <p>2014年6月 ワイモバイル株式会社取締役就任</p> <p>2017年11月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表就任</p> <p>2017年11月 Shin&amp;Co.株式会社代表取締役就任 (現任)</p> <p>2021年4月 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部客員教授 (現任)</p> <p>2022年3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2022年4月 グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー (現任)</p> <p>2022年6月 ランサーズ株式会社社外取締役 (現任)</p>	-
6	<p style="text-align: center;">こみね つとむ <b>小峯 力</b> (1963年8月25日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1992年4月 日本体育大学大学院助手</p> <p>1994年4月 東京大学医学部看護学校講師</p> <p>2000年4月 ライフセービング競技世界選手権日本代表監督</p> <p>2001年4月 内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会 (現公益財団法人日本ライフセービング協会) 理事長</p> <p>2004年4月 流通経済大学社会学部助教授</p> <p>2008年4月 一般社団法人アウトドア・フィットネス協会 (OFA) 会長 (現任)</p> <p>2010年4月 流通経済大学スポーツ健康科学部教授</p> <p>2011年4月 公益社団法人全国大学体育連合理事</p> <p>2013年4月 中央大学理工学部教授 (現任)</p> <p>2014年4月 日本海洋人間学会副会長 (現任)</p> <p>2015年4月 日本救護救急学会副会長 (現任)</p> <p>2016年4月 中央大学大学院教授 (現任)</p> <p>2023年3月 当社社外取締役 (現任)</p>	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;"><b>長 榮 周 作</b> (1950年1月30日)</p> <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1972年 4 月 松下電工株式会社入社</p> <p>2004年12月 同社経営執行役</p> <p>2007年 6 月 同社常務取締役</p> <p>2010年 6 月 パナソニック電工株式会社代表取締 役社長</p> <p>2012年 6 月 パナソニック株式会社(現パナソニ ックホールディングス株式会社)代 表取締役副社長</p> <p>2013年 6 月 同社代表取締役会長</p> <p>2017年 6 月 同社取締役会長</p> <p>2021年 6 月 同社特別顧問(現任)</p> <p>2021年 6 月 小野薬品工業株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>2023年 3 月 株式会社日本経済新聞社社外監査役 (現任)</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役村上臣氏、小峯力氏および長榮周作氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 村上臣氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 小峯力氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、救急救命学・健康学を研究する大学院・大学教授として高い見識と経験および、ライフセービング競技世界選手権日本代表監督の他、学会や団体の理事、会長等の経験を有しているためであります。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 長榮周作氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりパナソニックホールディングス株式会社の経営に携わり、会社経営に関する豊富な知識・経験と、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しているためであります。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。
6. 長榮周作氏は、当社の子会社と企業内保育所の受託取引関係にあるパナソニック株式会社の親会社であるパナソニックホールディングス株式会社の代表取締役会長でしたが、その取引額は当社の連結売

上高の0.2%未満と僅少であります。以上のほかに、当社および当社子会社との間で人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はないため、社外取締役としての独立性に問題はないと考えております。

7. 当社は村上臣氏および小峯力氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当社は当該契約を継続する予定であります。
8. 長榮周作氏が社外取締役现就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時も同内容にて更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">よ し ざ わ き よ し <b>吉 沢 淳</b> (1951年12月28日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div>	<p>1974年4月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>1998年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビジョン・ジャパン管理部長</p> <p>2003年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント映像事業部門管理部長</p> <p>2004年1月 株式会社ポピンズ（現株式会社ポピンズエデュケア）入社管理本部長</p> <p>2005年3月 同社取締役</p> <p>2008年3月 同社常務取締役</p> <p>2013年3月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2016年10月 当社取締役（現任）</p> <p>2017年1月 Poppins U.S.A., Incorporated Director, President</p> <p>2017年2月 スマートシッター株式会社（現株式会社ポピンズシッター）取締役</p> <p>2019年1月 当社内部統制・監査部長（現任）</p> <p>2019年2月 当社法務コンプライアンス部長（現任）</p>	2,300株



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">た か お よ し ま さ <b>高尾 剛正</b> (1951年3月11日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>1973年 4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社</p> <p>2006年 6月 同社常務執行役員</p> <p>2008年 6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2009年 4月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>2012年 4月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2015年 6月 同社副会長執行役員</p> <p>2015年 6月 稲畑産業株式会社取締役</p> <p>2015年 6月 富士石油株式会社取締役</p> <p>2016年 4月 住友化学株式会社顧問</p> <p>2019年 3月 当社監査役</p> <p>2019年 9月 株式会社保育士GO監査役</p> <p>2020年 3月 当社社外取締役(監査等委員・常勤)（現任）</p> <p>2020年 3月 株式会社ポピンズ（現ポピンズエデュケア）監査役（現任）</p> <p>2023年 3月 株式会社ポピンズファミリーケア監査役（現任）</p>	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">か ま ち ま さ ひ で <b>蒲地 正英</b> (1981年5月18日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外取締役</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>	<p>2005年11月 税理士法人中央青山（現PwC税理士法人）入所</p> <p>2009年 9 月 公認会計士登録</p> <p>2014年12月 税理士登録</p> <p>2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表（現任）</p> <p>税理士法人カマチ代表社員（現任）</p> <p>株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役</p> <p>2017年 1 月 株式会社will consulting 代表取締役（現任）</p> <p>2017年 3 月 株式会社メドレー社外監査役（現任）</p> <p>2019年11月 株式会社SOU（現バリュエンスホールディングス株式会社）社外取締役 監査等委員（現任）</p> <p>2020年 1 月 グロービス経営大学院大学専任准教授</p> <p>2022年 3 月 株式会社IBJ社外取締役（現任）</p> <p>2023年 3 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2023年 4 月 グロービス経営大学院大学専任教授（現任）</p>	-

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役高尾剛正氏および蒲地正英氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 高尾剛正氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な知識・経験と、人事戦略についての幅広い見識などを有しているためであります。当社においても、その見識などを当社グループの経営に活かしつつ、経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 蒲地正英氏を監査等委員である取締役の候補者とした理由は、公認会計士、税理士として企業会計、

税務に精通しており、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えているためであります。監査等委員である取締役现就任した場合、その見識などに基づき当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。なお、同氏の社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

5. 吉沢淳氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は高尾剛正氏および蒲地正英氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と監査等委員である取締役候補者の専門性と経験

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることとなります。

	氏名	女性★ 男性■	企業 経営	業界 知識	営業・ マーケ ティン グ	財務・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	人事	労務	D X
取締役	轟麻衣子	★	●	●	●			●		●
	田中博文	■	●	●		●				
	田村篤司	■	●		●		●			
	栗本聡	■	●		●		●	●	●	
社外取締役	村上臣	■	●							●
	小峯力	■		●						
	長榮周作	■	●		●					●
取締役（監 査等委員）	吉沢淳	■		●		●	●		●	
社外取締役 （監査等委 員）	高尾剛正	■	●					●	●	
	蒲地正英	■				●				

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

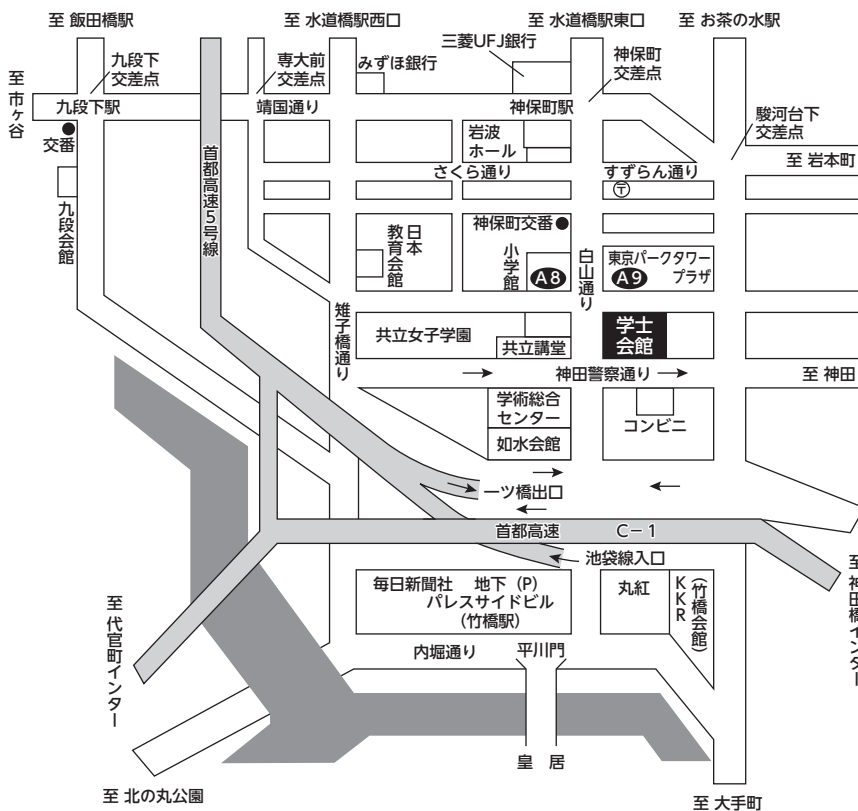
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田錦町三丁目28番

学士会館 2階 202

TEL 03-3292-5936 (代表)



交通	J R中央線 御茶ノ水駅	御茶ノ水橋口より徒歩約15分
	都営新宿線 神保町駅	A9 出口より 徒歩約 1分
	東京メトロ東西線 竹橋駅	3a出口より 徒歩約 5分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。